沖縄県最低賃金の決定（改正決定）に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

沖縄労働局一般公示 30－30 号

沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の決定（改正決定）について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 25 条第５項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を平成 30 年７月 17 日（火）17 時までに、沖縄地方最低賃金審議会（事務局：那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎１号館３階　沖縄労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

平成 30 年７月２日

沖縄労働局長　　安達　隆文